

令和 2 年 5 月  
浜田市議会臨時会議議案

令和 2 年 5 月 19 日

## 令和 2 年 5 月 浜田市議会臨時会議付議事件

### 議 案

- 議案第 38 号 浜田市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 指定管理者の指定について（浜田市浜田漁港水産物荷捌所）
- 議案第 42 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 43 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

### 報 告

- 報告第 10 号 専決処分の報告について（令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 2 号））

議案第 38 号

浜田市税条例の一部を改正する条例について

浜田市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条又は第 62 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条若しくは第 62 条」を加える。

附則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

27 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第 15 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 23 条 第 9 条第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第 10 条の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について準用する。

第 2 条 浜田市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に、「第 61 条若しくは第 62 条」を「第 63 条若しくは第 64 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 27 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 7 の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特

例)

第 25 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該納期限までに申請書を提出することができなかったことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該納期限後においても、これを行うことができる。

附則に次の 4 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 第 5 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

- 第 6 条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受け

ることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に係る規定の適用期間)

第8条 前3条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 40 号

浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

浜田市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年浜田市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

指定管理者の指定について（浜田市浜田漁港水産物荷捌所）

浜田市浜田漁港水産物荷捌所の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 5 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市浜田漁港水産物荷捌所
指定管理者	住 所：松江市御手船場町 575 番地 名 称：漁業協同組合 J F しまね 代表者：代表理事会長 岸 宏
指定の期間	令和 2 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

# 令和 2 年度

## 浜田市一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 2 年度 浜田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度浜田市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 346,635 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,425,699 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

# 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		9,636,577	78,838	9,715,415
	2 国庫補助金	6,143,035	78,838	6,221,873
19 繰入金		2,087,095	267,797	2,354,892
	2 基金繰入金	2,031,444	267,797	2,299,241
歳入合計		41,079,064	346,635	41,425,699

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,188,748	13,720	10,202,468
	1 総務管理費	9,573,253	13,720	9,586,973
3 民生費		11,171,427	115,036	11,286,463
	2 児童福祉費	3,971,483	115,036	4,086,519
4 衛生費		3,063,029	9,352	3,072,381
	1 保健衛生費	1,689,411	9,352	1,698,763
7 商工費		887,900	195,450	1,083,350
	1 商工費	887,900	195,450	1,083,350
10 教育費		3,096,037	13,077	3,109,114
	6 保健体育費	555,727	13,077	568,804
歳出合計		41,079,064	346,635	41,425,699

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,636,577	78,838	9,715,415
19 繰入金	2,087,095	267,797	2,354,892
歳入合計	41,079,064	346,635	41,425,699



(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	10,188,748	13,720	10,202,468			13,720	
3民 生 費	11,171,427	115,036	11,286,463	72,300		42,736	
4衛 生 費	3,063,029	9,352	3,072,381			9,352	
7商 工 費	887,900	195,450	1,083,350			195,450	
10教 育 費	3,096,037	13,077	3,109,114	6,538		6,539	
歳 出 合 計	41,079,064	346,635	41,425,699	78,838	0	267,797	0

## 2 歳 入

## 15 国庫支出金 ( 2 国庫補助金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
15 国庫支出金	9,636,577	78,838	9,715,415
2 国庫補助金	6,143,035	78,838	6,221,873
2 民生費国庫補助金	164,798	72,300	237,098
6 教育費国庫補助金	3,000	6,538	9,538
19 繰入金	2,087,095	267,797	2,354,892
2 基金繰入金	2,031,444	267,797	2,299,241
7 ふるさと応援基金繰入金	472,693	267,797	740,490
歳入合計	41,079,064	346,635	41,425,699

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
2	児 童 福 祉 費 補 助 金	72,300	子育て世帯臨時特別給付金給付費 60,300 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費 12,000
1	学 校 教 育 振 興 費 補 助 金	6,538	学校保健特別対策事業費 6,538
1	ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	267,797	ふるさと応援基金繰入金 267,797

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	10,188,748	13,720	10,202,468			13,720	
1 総務管理費	9,573,253	13,720	9,586,973			13,720	
7 企 画 費	7,193,849	13,720	7,207,569			13,720	

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	13,720	1 新型コロナウイルス感染症対策学生支援事業 13,720

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,171,427	115,036	11,286,463	72,300		42,736	
2 児童福祉費	3,971,483	115,036	4,086,519	72,300		42,736	
1 児童福祉総務費	606,805	115,036	721,841	72,300		42,736	

3 民 生 費 ( 2 児 童 福 祉 費 )

( 単 位 : 千 円 )

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	930	1 子育て世帯への臨時特別給付金給 付事業 (国補正分) 72,300 2 ひとり親家庭への特別支援給付金 給付事業 42,736
4 共済費	152	
8 旅費	41	
10 需用費	1,463	
11 役務費	2,100	
12 委託料	6,500	
13 使用料及び賃借料	850	
19 扶助費	103,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,063,029	9,352	3,072,381			9,352	
1 保健衛生費	1,689,411	9,352	1,698,763			9,352	
1 保健衛生総務費	434,890	9,352	444,242			9,352	



4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
10 需用費	8	1 新型コロナウイルス感染症対策事業（保健衛生総務費） 9,352
17 備品購入費	9,344	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	887,900	195,450	1,083,350			195,450	
1 商 工 費	887,900	195,450	1,083,350			195,450	
1 商工総務費	311,607	184,500	496,107			184,500	
3 観 光 費	220,802	10,950	231,752			10,950	

## 7 商 工 費 ( 1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	184,500	1 新型コロナウイルス感染症関連経営支援事業（商工総務費） 184,500
18 負担金補助及び交付金	10,950	1 新型コロナウイルス感染症関連経営支援事業（観光費） 10,950

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,096,037	13,077	3,109,114	6,538		6,539	
6 保健体育費	555,727	13,077	568,804	6,538		6,539	
1 学校保健費	84,971	13,077	98,048	6,538		6,539	

10 教 育 費 ( 6 保健体育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	13,077	1 新型コロナウイルス感染症対策事業 (学校保健費・国補正分) 13,077

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 742) 581 人	820,788 千円	2,327,987 千円	1,848,104 千円	4,996,879 千円
補 正 前	( 741) 581	819,858	2,327,987	1,848,104	4,995,949
比 較	( 1)	930			930
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	908,335 千円	5,905,214 千円			
補 正 前	908,183	5,904,132			
比 較	152	1,082			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 33) 579 人	千円	2,323,139 千円	1,752,581 千円	4,075,720 千円
補 正 前	( 33) 579		2,323,139	1,752,581	4,075,720
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	784,645 千円	4,860,365 千円			
補 正 前	784,645	4,860,365			
比 較					

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	( 709) 2 人	820,788 千円	4,848 千円	95,523 千円	921,159 千円
補 正 前	( 708) 2	819,858	4,848	95,523	920,229
比 較	( 1)	930			930
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	123,690 千円	1,044,849 千円			
補 正 前	123,538	1,043,767			
比 較	152	1,082			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	43,699 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	90,562 <sup>千円</sup>	739 <sup>千円</sup>	41,282 <sup>千円</sup>
	補正前	43,699		90,562	739	41,282
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	46,379 <sup>千円</sup>	912 <sup>千円</sup>	3,704 <sup>千円</sup>	155,515 <sup>千円</sup>	16,603 <sup>千円</sup>
	補正前	46,379	912	3,704	155,515	16,603
	比 較					
	区 分	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	災害派遣手当
	補正後	45 <sup>千円</sup>	1,576 <sup>千円</sup>	638,005 <sup>千円</sup>	396,056 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>
	補正前	45	1,576	638,005	396,056	
	比 較					
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	381,737 <sup>千円</sup>	<sup>千円</sup>	31,290 <sup>千円</sup>		
	補正前	381,737		31,290		
	比 較					

# 令和 2 年度

## 浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 1 号)



令和 2 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,019 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,490,941 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県 支 出 金		4,933,431	1,019	4,934,450
	1 県 補 助 金	4,933,431	1,019	4,934,450
歳 入 合 計		6,489,922	1,019	6,490,941

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		4,626,298	1,019	4,627,317
	6 傷 病 諸 費	0	1,019	1,019
歳 出 合 計		6,489,922	1,019	6,490,941

歳入歳出補正予算事項別明細書  
(事業勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 県 支 出 金	4,933,431	1,019	4,934,450
歳 入 合 計	6,489,922	1,019	6,490,941

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2保 険 給 付 費	4,626,298	1,019	4,627,317	1,019			
歳 出 合 計	6,489,922	1,019	6,490,941	1,019	0	0	0

2 歳 入

5 県支出金 ( 1 県補助金)

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
5 県支出金	4,933,431	1,019	4,934,450
1 県補助金	4,933,431	1,019	4,934,450
1 保険給付費等交付金	4,933,431	1,019	4,934,450
歳入合計	6,489,922	1,019	6,490,941

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	特別交付金	1,019	保険給付費等交付金（特別交付金） 1,019

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	4,626,298	1,019	4,627,317	1,019			
6 傷病諸費	0	1,019	1,019	1,019			
1 傷病手当金	0	1,019	1,019	1,019			



## 2 保険給付費 ( 6 傷病諸費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	1,019	1 傷病手当金 1,019